議案第１号　　令和４年度事業報告書の承認について

令 和 4 年 度

# 事　業　報　告　書

自　令和４年４月　１日

至　令和５年３月３１日

公益社団法人　紋 別 地 方 法人 会

## １．組　　織

### (1) 全体会員数　（令和５年３月 31 日現在）

※　法人数は、期首　令和３年 12 月末現在数、期末　令和４年 12 月末現在数

| | 会員数 | 法人数 | 加入率 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 期　首 | ５８３ | １，１４７ | ５０．８％ | ― |
| 期　末 | ５７４ | １，１３２ | ５０．７％ | ― |

### (2) 支部別会員数（令和５年３月 31 日現在）

| 支部名 | 会員数 | 法人数 | 加入率(%) |
|---|---|---|---|
| 紋別市域 | ２５５ | ４３９ | ５８．１ |
| 遠軽支部 | ９９ | ２１４ | ４６．３ |
| 丸瀬布支部 | ３７ | ６７ | ５５．２ |
| 湧別支部 | ７９ | １５５ | ５１．０ |
| 興部支部 | ２９ | １１１ | ２６．１ |
| 雄武支部 | ４６ | ９１ | ５０．５ |
| 滝上支部 | ２９ | ５５ | ５２．７ |
| 合　計 | ５７４ | １，１３２ | ５０．７％ |

※法人数は、令和４年 12 月末現在数　※会員数に賛助会員含む

### (3) 役員の選任

| | |
|---|---|
| 第 18 期役員の選任日 | 令和５年６月２０日（第３５回通常総会） |
| 第 19 期役員の選任日 | 令和７年度開催の通常総会の日（第３７回） |

### (4) 役員の氏名・企業名

| 役職 | 氏名 | 法人企業名 | 地域 |
|---|---|---|---|
| 会長 | 鈴木賢広 | 鈴木建設（株） | 紋別 |
| 副会長 | 橋詰啓史 | 雄武レミコン（株） | 雄武 |
| 副会長 | 山本義明 | 山本電工（株） | 紋別 |
| 副会長 | 髙橋義詔 | (有)たかはし | 遠軽 |
| 専務理事 | 柴田喜久男 | 員外 | 員外 |
| 常任理事 | 管野伸一 | 遠軽地区維持管理（協） | 丸瀬布 |
| 同 | 菊地裕暁 | (株)菊地組 | 滝上 |
| 同 | 谷内信一 | 北方建設産業（株） | 紋別 |
| 同 | 嘉成正己 | (株)嘉成水産 | 紋別 |
| 同 | 遠藤利秀 | 日新工業(株) | 遠軽 |
| 同 | 美田　隆 | 美田建設工業（株） | 興部 |
| 同 | 長谷川隆敏 | 長谷川建設（株） | 湧別 |
| 同 | 倉本守也 | (株)倉本金物店 | 雄武 |
| 理事 | 知見喜美男 | (株)民友商事 | 紋別 |
| 同 | 関原功三 | 紋別商工会議所 | 紋別 |
| 同 | 得永光雄 | (株)得永商店 | 紋別 |
| 同 | 鶴見隆宏 | ハッピーサービス(株) | 紋別 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理　　事 | 鈴木　　信 | (株)ハ　ボ　ロ | 紋　別 |
| 同 | 森　悦男 | (有)森　水　産 | 紋　別 |
| 同 | 田中康朗 | (有)田中保険事務所 | 紋　別 |
| 同 | 片岡久年詞 | オホーツクソーテック(株) | 紋　別 |
| 同 | 保村幸二 | 紋別林産加工（協） | 紋　別 |
| 同 | 畑中裕介 | みゆき観光開発　(株) | 紋　別 |
| 同 | 村上史昭 | (有)　村　上　商　店 | 紋　別 |
| 同 | 加藤幸徳 | イト電商事(株) | 遠　軽 |
| 同 | 島田光隆 | 遠軽信用金庫 | 遠　軽 |
| 同 | 黒坂貴行 | (株)コドモヤ商店 | 遠　軽 |
| 同 | 朝長賢一 | (株)キグレ管材 | 遠　軽 |
| 同 | 木村一則 | (有)道新遠軽　販売所 | 遠　軽 |
| 同 | 小谷康一 | 丸　久　水産(株) | 雄　武 |
| 同 | 掛川原弘章 | (有)掛川原産商 | 雄　武 |
| 同 | 矢木　優 | (株)矢　木　組 | 丸瀬布 |
| 同 | 髙橋秀視 | (有)アメニティ・トラスト | 丸瀬布 |
| 同 | 管野浩太郎 | (株)管　野　組 | 丸瀬布 |
| 同 | 杉本一幸 | (株)生田原振興公社 | 丸瀬布 |
| 同 | 関口昌子 | 沢　口　産　業　(株) | 湧　別 |
| 同 | 吉田隆一 | (有)吉田設備工業 | 湧　別 |
| 同 | 近藤彰浩 | (株)幸　栄　商　事 | 湧　別 |
| 同 | 渡辺　勉 | 遠　軽　舗　道(株) | 湧　別 |
| 同 | 森谷和洋 | 森　谷　産　業(株) | 湧　別 |
| 同 | 阿部昭一 | (株)阿部電気商会 | 興　部 |
| 同 | 郡　勝 | (株)郡　　土　木 | 興　部 |
| 同 | 眞貝眞佐喜 | (有)真貝　林工 | 滝　上 |
| 同 | 菅原賢司 | (株)菅原設備工業 | 滝　上 |
| 同 | 小山内庸博 | (有)滝上自動車工業 | 滝　上 |
| 監　　事 | 椿谷浩一 | 椿谷税務会計事務所 | 紋　別 |
| 同 | 柳原正志 | (株)柳　原　建　設 | 興　部 |
| 同 | 脇坂敏夫 | (株)湧　別　林　産 | 湧　別 |

## ２．税 制 要 望 活 動 運 動 関 係

### 1）令和５年度税制改正に関する提言（要約）

（※ 詳細は全法連の HP をご覧下さい。）

≪ 基 本 的 な 課 題 ≫

### Ⅰ．税・財政改革のあり方

＊ 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・中負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

#### １．財政健全化に向けて

＊ これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくとも PB 黒字化を達成しておかねばならなかった。
財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要ががる。

（１） コロナ過は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなきなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
（２） 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
（３） 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

#### ２．社会保障制度に対する基本的考え方

＊ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の」役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

（１）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施す。

（２）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規則改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で 80%以上」を達成する必要がある。
（３） 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。。

（4）生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

（6）中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を医さえ、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して論議すべきである。

### ３．行政改革の徹底

＊ 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行すうよう強く求める。

（1） 国・地方における議員定数の大胆な人員削減、歳費の抑制。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

（3）特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

（4） 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### ４．マイナンバー制度について

＊ マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難いそれはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応ができなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向けて本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### ５．今後の税制改革のあり方

＊ 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様性、諸外国の租税政策等との国際的整合性－などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的も直していくことが重要な課題である。

## Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

＊ 我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない、このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意をしつつ実効性ある対応が求められる。

## ２．中小企業の活性化に資する税制措置

（１）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例が 15%を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和 5 年 3 月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

（２）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 5 年 3 月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

（３）中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小子業防災・減火投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和 5 年 3 月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

## ３．事業承継制度の拡充

＊ 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成 30 年度の税制改正で比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

（１） 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継制度の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継制度が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

（２）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成 30 年度税制改革では、中小企業の代替わりを促進するため、10 年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるようよう以下の措置を求める。

① 猶予制度でなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などで考慮すると、より一層、平成 29 年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある

（３）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値をめるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

### ４．消費税への対応

＊ 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率 10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

## Ⅲ．地 方 の あ り 方

＊ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

＊ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

## Ⅳ．震 災 復 興 等

＊ 政府は東日本大震災からの復興について、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間を「第 2 期復興・創生機関」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。

そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

＊ また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失による雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

## Ⅴ．そ の 他

１．納税環境の整備

２．環境問題に対する税制上の対応

＊ 欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討がおこなわれるべきである。

３．租税教育の充実